

Support

<http://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/index.html>

NO. 7

平成28年8月31日

編集・発行

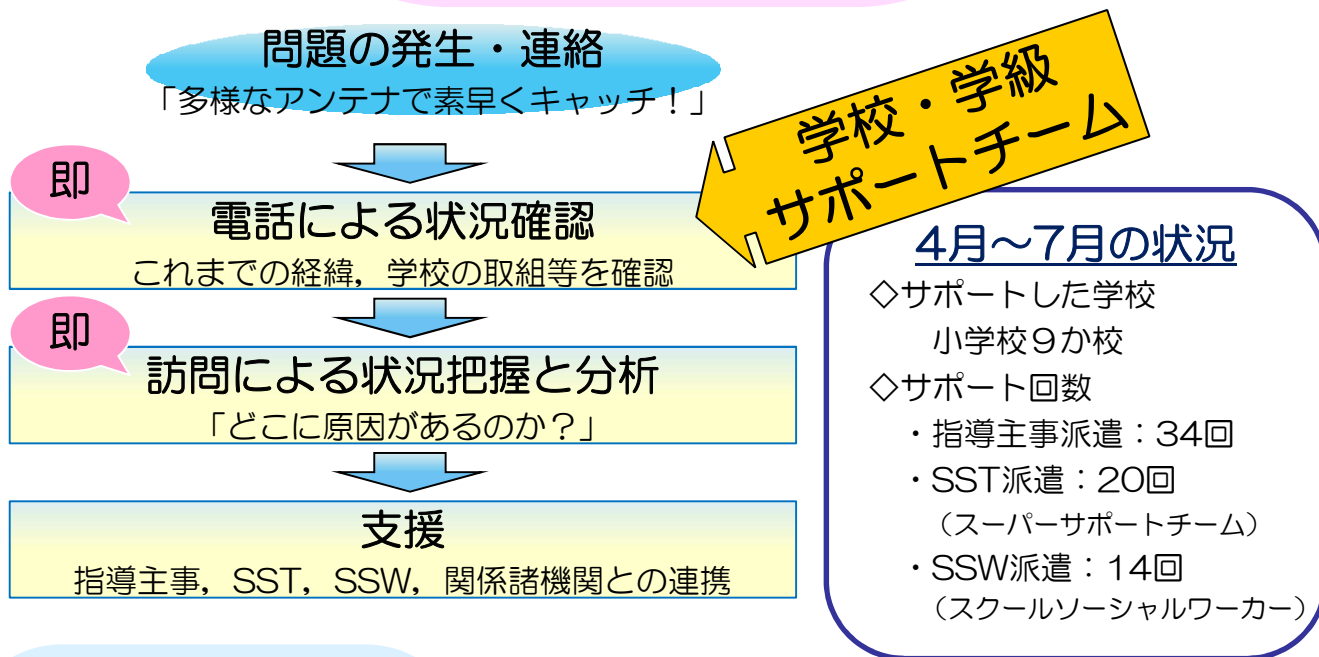
学校支援課 広報担当

早めの対応が解決に ～相談は学校・学級サポートチームへ～

学校・学級サポートチームとは・

- 「学校・学級の荒れ」等に、学校支援課はもちろん、関係諸機関とも連携し、専門的かつ多面的なサポートを行います。
- 学校の自立的取組を支援することを大切にし、学校の取組体制の改善・強化及び教職員の指導力向上等に向けたサポートを行います。

サポートの基本的な流れ



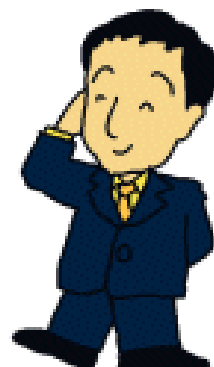
学校からの声

問題に合った専門機関を紹介してもらい、大変助かった。

電話での確認→翌日訪問と対応が早く、大変ありがたかった。

SSTの適切な子どもへの対応は大変助かったし、問題の所在がはっきりした。

SSWとの対話で、悩んでいた担任が見違えるように元気になった。



通常の学級における合理的配慮のススメ

「新潟市 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」では、教育を行う場において、正当な理由なしに、障がい等を理由とした不利益な取扱いをしたり、合理的配慮を行わなかったりすることは、差別であると定義されています。

合理的配慮の例

- 視覚障がい 拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整など
- 聴覚障がい FM式補聴器などの補聴環境の整備など
- 知的障がい 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具・作業室等の確保、漢字の読みなどに対する補完的な対応など
- 肢体不自由 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保など
- LD, ADHD, 自閉症等の発達障がい クールダウンするための小部屋等の確保
口頭ばかりでない、板書やメモ等による情報提示など

教育における合理的配慮とは

障がいのあるなしにかかわらず、子どもが平等に教育を受ける権利を共有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。子どもの状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの。本人・保護者と合意形成を図った上で提供され、個別の教育支援計画に明記される。



通常学級では、このような合理的配慮が考えられます！

学習への集中が途切れやすい児童に、家庭と連携して頑張りカードのやりとりを行っています。

読み書きの力が十分に身に付いていない児童に iPad を使用したり、50音表を机上に貼ったりしています。

定期テストの際に、問題文にルビを振ったり、問題文を読み上げたりしています。

定期テストの問題用紙を拡大印刷したり、解答欄を拡大したりしています。



本人や保護者との合意形成を図りながら取組を進めることが大切です。

配慮が必要な児童生徒一人一人の自立と社会参加を願う中で、自校の特別支援教育の推進をより一層図っていきましょう。